パトロール蘇原

令和６年１２月号
各務原警察署
蘇原交番
058-383-0110

December 12

回覧

ＳＮＳ型投資詐欺とは

ＳＮＳなどを通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深め、投資すれば利益が得られるものと誤信させた上、投資アプリ等に誘導するなどして、架空の投資を継続させながら、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取るものをいいます。

☆ 被害にあわないために

○　会ったこともない相手からお金の話が出たら詐欺を疑う。
○　著名人になりすました偽広告が出されている可能性があるので、公式アカウントからの発信情報を確認する。
○　「必ず儲かる。」「あなただけに教えてあげる。」と投資の話になった場合は、詐欺の可能性が高い。
○　投資先が実在しているか、国の登録事業かどうかを確認する。
○　勧められた投資アプリの名前が実在するかインターネットで調べる。
○　振込先の口座に不審点がないか確認する。
○　送金、入金前に家族や周囲の人に相談する。

自動車を運転中に地震が起きたら

○　道路の左側に停車しエンジンを切る。
○　ラジオで災害情報を聞く。
○　警察官の交通規制に従う。
○　キーを付けて徒歩で避難する。

自転車のスマホ・酒気帯び運転

令和６年１１月１日から、道路交通法の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

○　自転車運転中の携帯電話使用等

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。（停止中の操作は対象外）

違反者は、
６月以下の懲役または 10 万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
１年以下の懲役または 30 万円以下の罰金

○　酒気帯び運転および幇助（ほうじょ）

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
３年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
自転車の提供者は、
３年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は
２年以下の懲役または 30 万円以下の罰金